

上多良漁協、養魚池・倉庫問題



米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel 52-1969
藤田正雄 Tel 55-1128
太田幸代 Tel 54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

市有地地代や固定資産税の公平を求める

9月7日から一般質問が開始されました。日本共産党議員団からは5番目に清水議員が一般質問に立ちました。今回は漁業協同組合の市有地地代や固定資産税問題です。公平な行政のあり方について、当局を迫りました。

清水議員の一般質問

現在の多良良漁協の事業の位置づけは

1点目の上多良漁業協同組合の事業についてですが、昭和24年に組合が設立され、天野川鮎配給事業が開始され、旧米原町で昭和47年から組合の経営基盤の確立のため、同和对策事業の一環として、漁業の近代化を図るため各施設の整備を行ってきました。同和对策関連法案は平成13年度に失効しておりますので、現在の組合が実施している事業は一般事業です。

3点目は先ほど述べました理由で、現在は未だ賃借契約を締結するには至っておりません。平成28年度中に賃借契約の締結を目指し、引き続き協議を進めていきたいと考えています。

※再質問
収益を上げて非課税施設についても非課税なのか。
事務所や倉庫は非課税ですが、養魚池については、課税対象です。

必要資材は、個人で負担されており、利料を納める約束ができていないと聞いているが。

多良区より、地域再生計画が提出されています。組合と地域が協力して、梁でとれた魚や、養魚池でとれた魚を加工する仕事を区民にさせてもらえないか、市が仲立ちする意思はないか。

養魚池・事務所兼倉庫の用地(3200㎡)

は米原市の所有と認識しているが、地代はどうなっているのか。

6点目の養魚池や倉庫の所有者についてですが、上多良漁業協同組合の所有です。

最後に、清水議員は、農林水産業を育成するために必要な補助等を行うことは当然であるが、利益を上げている団体に対する地代や固定資産税などは公平に扱うべきであると主張しました。

2点目の市有地の土地代ですが現在の漁業組合は、平成28年の1月から事業再開されています。土地代については、土地購入の経過や利用形態などを鑑み検討してはいますが、現在、徴収できておりません。

7点目の養魚池や倉庫の固定資産の課税についてですが、水産業協同組合法に定める漁業協同組合が所有し、使用する事務所および倉庫は、地方税法の規定により非課税になります。その他個別の税務情報について

現在の組合は、再生とよばれているのだから、新たに賃貸借契約を結ぶべきと考えるが。

固定資産税は課税されているのか。



雑感 前回ナチスがどのようにして民主的と言われたワイマール憲法のもとで政権を獲得したかを書きました。その資料の中で麻生副総理の言葉が気になります。「・・・だから、静かにやろうと。憲法は、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていったんですよ。誰も気づかないで変わった。あの山口、学んだらどうかね」2013年7月29日国家基本問題研究所シンポジウム(今回の参議院選挙で安倍首相は憲法問題にはほとんど触れませんでした。しかし選挙が終わったとたん、沖縄ではヘリパッド新設のためにアメリカと自衛隊、機動隊が沖縄県民に強権的な姿勢で臨んでいます。しかし多くのマスコミは報道していません。南スーダン問題は駆け付け警護の新たな任務を付与された自衛隊が本年中に向かおうとしています。戦闘状態になり殺し殺された場合の法律は？。憲法改正も国会の審議に上げようとしています。これが麻生副総理がいったナチスの手口を学んだ結果か。